

井川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 5,880	千円 2,769,902	千円 77,173	千円 660,049	% 23.8	% 23.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

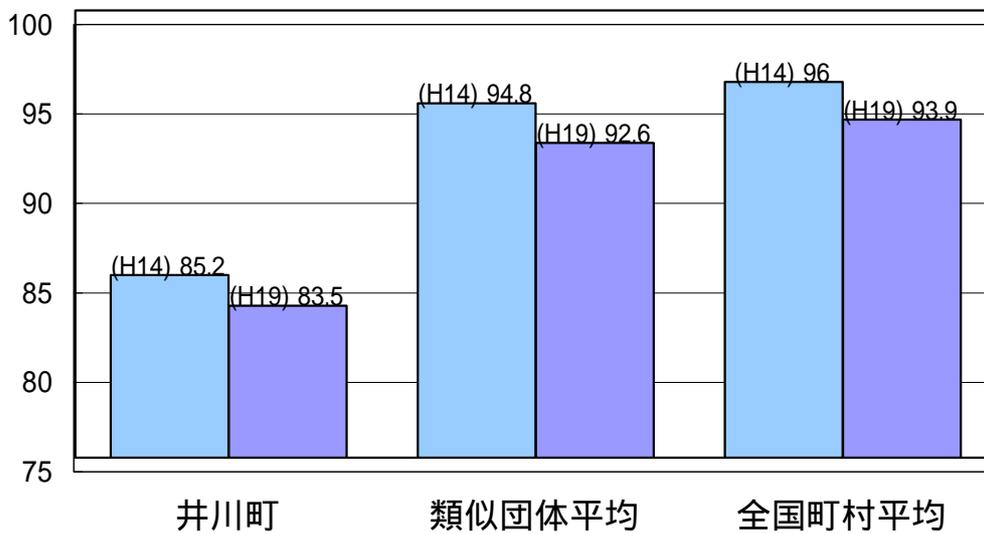
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末 勤勉手当	計 B		
18年度	人 71	千円 269,312	千円 24,035	千円 105,333	千円 398,680	千円 5,615	千円 5,736

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 人事委員会を設置していませんので、及び の掲載はいたしません。

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
18年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% -

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
18年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
井川町	46.0 歳	318,859 円	341,697 円	340,548 円
秋田県	43.3 歳	354,705 円	427,114 円	403,833 円
国	40.7 歳	325,724 円	- 円	383,541 円
類似団体	42.9 歳	322,702 円	375,602 円	349,221 円

技能労務職

単位 歳、人、円

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額	
				(A)	(国ベース)			(B)	
井川町	54.9	7	275,157	290,083	286,231	-	-	-	-
うち用務員	55.4	3	292,167	299,833	302,350	用務員	53.9	227,200	1.32
うち自動車 運転手	58.8	2	286,550	316,550	306,967	自家用乗用自 動車運転者	53.2	234,700	1.35
うち調理員	40.4	1	-	-	-	調理士	44.1	212,600	-
うちその他	59.2	1	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	48	492	335,815	378,901	362,198	-	-	-	-
国	48.8	5193	287,094	-	320,514	-	-	-	-
類似団体	49	10	274,483	291,445	284,071	-	-	-	-

個人が特定できる箇所(金額)に関しては省略させていただきます。

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員	民間	C/D
	(C)	(D)	
井川町	-	-	-
うち用務員	4,911,874	3,284,300	1.50
うち自動車運転手	5,090,374	3,350,900	1.52
うち調理員	-	2,965,500	-

民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16~18年の3カ年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においてに支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当がれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区分		井川町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円	138,400円
技能労務職	高校卒	131,500円	135,600円	
	中学卒	120,200円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	240,400円		
	高校卒	210,700円	241,567円	
技能労務職	高校卒			
	中学卒			

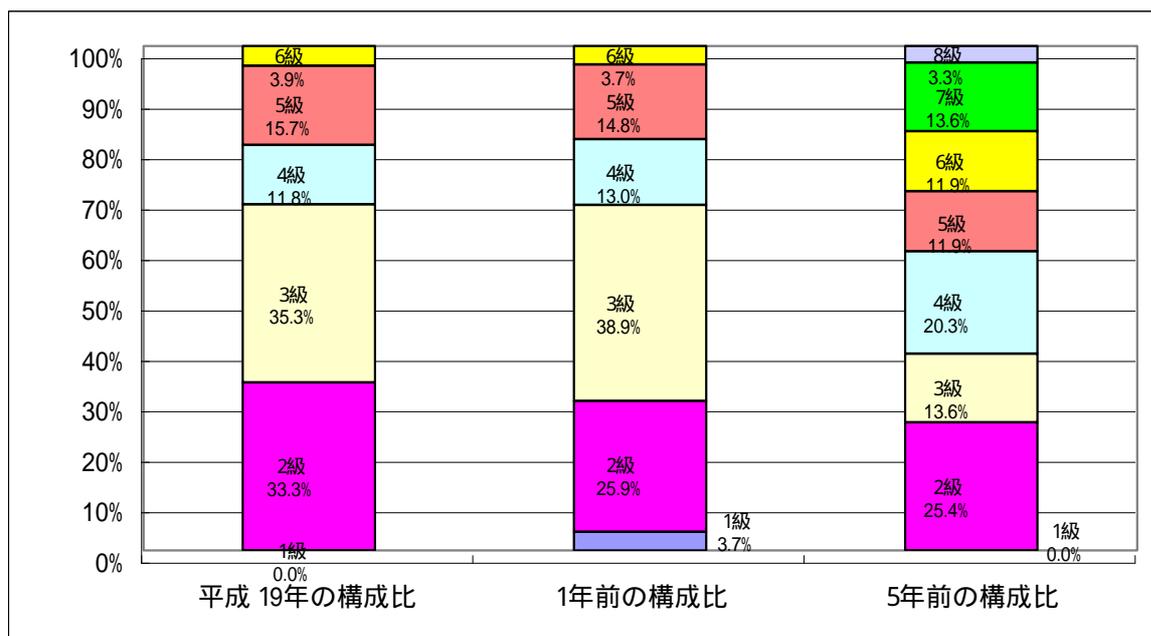
一般行政職大学卒の経験年数10年欄は9年、12年の者の平均とする。また、技能労務職中学卒の経験年数15年欄は14年の者とする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	0人	0.0%
2級	主任	17人	33.3%
3級	主査	18人	35.3%
4級	課長補佐	6人	11.8%
5級	課長	8人	15.7%
6級	課長	2人	3.9%

- (注) 1 井川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 税務職を除くものとする



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p><勤務成績の評価> 基準日 毎年1月1日 評価者 一次評価者 :その者の職務について監督する地位にある者(課長等) 二次評価者 町長 方法 基準日前一年間において、その者の勤務成績(業績等)を一次評価者が評価をし二次評価者が一次評価者の証明等に基づき評価区分(5段階区分)で判断する。</p>
--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

井川町	秋田県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,513 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,848 千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5% ~ 20% 管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 20% 管理職加算 10% ~ 25%

(注) 標準的な一般行政職(税務職除く)の平均である。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤務手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

井川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.500 月分	30.550 月分	勤続20年	23.500 月分	30.550 月分
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特例		その他の加算措置 (2% ~ 20%加算)	定年前早期退職特例	
1人当たり平均支給額	21,418 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) **地域手当** 当町において、平成19年4月1日現在、地域手当の支給実績はなし。

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		1,046 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		95,061 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		12.9 %	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税事務に従事する職員の特務手当	町税事務に従事する職員	税の賦課徴収業務	1月につき1,000円
診療費未収整理に従事する職員の特務手当	診療所職員	在勤庁を離れて診療費の未収整理に従事するとき	1日につき200円
防疫等作業に従事する職員の特務手当	診療所職員等	感染症の患者等の救護作業等に従事したとき	1日につき200円
X線検査作業に従事する職員の特務手当	診療所職員	健康診断に係るX線検査作業に従事したとき	1時間当たり50円
往診に従事する職員の特務手当	診療所職員	往診に従事したとき	厚生労働省令で定めた基準額の医師にあっては80%、看護師等にあっては4%の額を従事した職員の数で案分した額
手術に従事する職員の特務手当	診療所職員	手術に従事したとき	厚生労働省で定めた手術料金の40%
危険作業に従事する職員の特務手当	危険作業に従事する職員	危険作業に従事したとき	1日につき230円以内
行旅病死取扱い作業に従事する職員の特務手当	行旅病死取扱い作業に従事する職員	行旅病死取扱い作業に従事したとき	1件につき1,000円
夜間看護手当	看護師等	深夜において行われた看護等の業務に従事したとき	1回につき200円
診療所の医師、看護師の調整手当	診療所職員	患者を取り扱うとき	取扱患者1件につき、医師にあっては20円、看護師にあっては2円を従事した職員の数で案分した額
保健師の結核接触業務手当	保健師	町内の結核患者家庭を指導のため巡回し接触するとき	1日につき200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	7,157 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	84 千円
支給実績(17年度決算)	9,396 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	107 千円

(6) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者扶養 6,000円 配偶者非扶養 6,500円 配偶者なし 11,000円 特定期間加算 5,000円	同じ		7,770 千円	199,231 円
住居手当	借家、借間 支給限度額 27,000円 自宅 5年間 2,500円	同じ		1,267 千円	105,550 円
通勤手当	交通機関等の利用 支給限度額 55,000円 自動車等の使用 支給限度額 24,500円	同じ		2,249 千円	46,838 円
管理職手当	行政職給料表5級以上の職員等に支給 1)診療所長 給料の月額16%の額 2)課長等で5級以上の職員 給料の月額4%の額	同じ		3,310 千円	275,816 円
初任給調整手当	診療所等に勤務する医師等で欠員補充が困難である職の職員に支給 1年を経過するごとに額を減ずる 支給上限額 306,900円	同じ		2,821 千円	2,820,480 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務の区分により支給 4,200円～21,000円	同じ		909 千円	16,826 円
寒冷地手当	世帯等の区分により11月～3月に支給 1)世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2)その他の職員 7,360円	同じ		4,824 千円	57,422 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急により休日等に勤務した場合に支給 1)診療所長 12,000円 2)課長等で5級以上の職員 8,000円	同じ		104 千円	11,556 円

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区分	給料	月額		
		額	等	
給料	町長	710,000 円 ()	参考 類似団体における最高 / 最低額 798,000 円 / 410,000 円	
	副町長	567,000 円 ()	624,000 円 / 410,400 円	
	収入役	531,000 円 ()	570,000 円 / 427,000 円	
報酬	議長	252,000 円 ()	355,000 円 / 200,000 円	
	副議長	225,000 円 ()	316,000 円 / 154,500 円	
	議員	212,000 円 ()	301,000 円 / 135,500 円	
期末手当	町長 副町長 収入役	(18年度支給割合) 3.35 月分		
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	710,000×在職月数×0.47	1,602 万円	任期毎
	副町長	567,000×在職月数×0.28	762 万円	任期毎
	収入役	531,000×在職月数×0.24	612 万円	任期毎
	備考			
通勤手当	町長	(内容及び支給)		
	副町長 収入役	副町長、収入役については一般職の職員の例により支給		
寒冷地手当	町長	(内容及び支給)		
	副町長 収入役	一般職の職員の例により支給		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

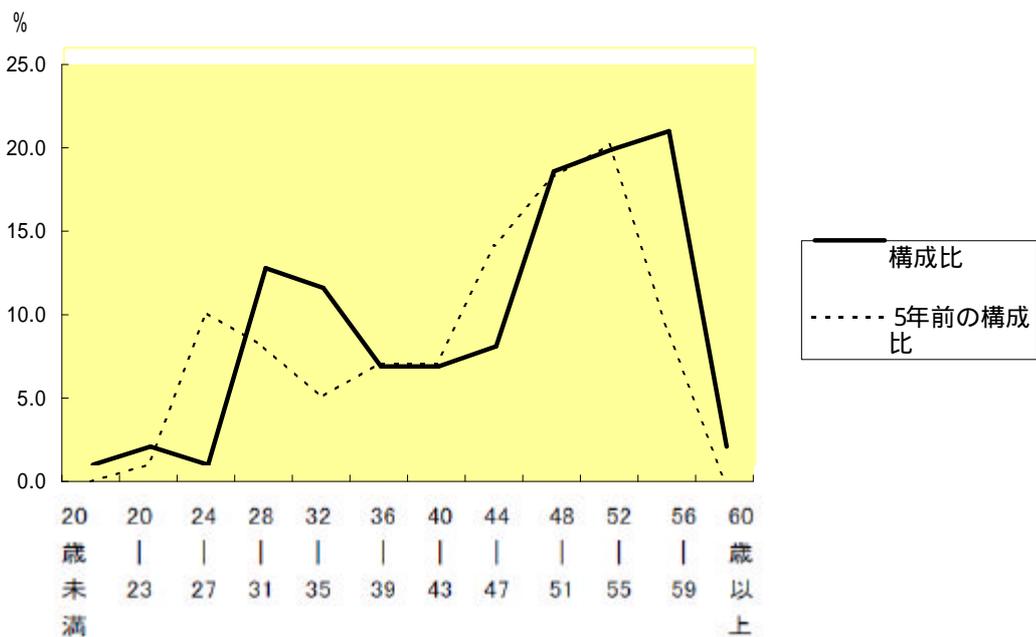
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 18年	平成 19年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		事務の統廃合縮小 事務の統廃合縮小 後期高齢者制度に伴う増等 出向職員の減 事務の統廃合縮小
		総務企画	17	16	1	
		税 務	4	3	1	
		民 生	14	16	2	
		衛 生	9	8	1	
農 林		6	5	1		
商 工		1	1			
土 木		3	3			
	計	56	54	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 99.98 人)	
	教育部門	16	14	2	事務の統廃合縮小	
	消防部門					
	小 計	72	68	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 125.11 人)	
公営 企 業 計 等 部 門	診療所	9	8	1	事務職員の減	
	水 道	4	4			
	下水道	1	1	0		
	その他	4	4			
	小 計	18	17			
合 計		90 [116]	85 [116]	5 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.55 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人 1	人	人 10	人 9	人 5	人 5	人 6	人 15	人 16	人 17	人 1	人 85

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 93	人 77	人 16	% 17.2

(参考) 第3次井川町定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	16人の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年 計画始期	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	58	56	54					49
	増減		2	2				4 (44.4%)	9
教 育	職員数	17	16	14					14
	増減		1	2				3 (100.0%)	3
消 防	職員数		-	-	-	-	-		-
	増減		-	-	-	-	-		-
公 営 企 業 等 会 計	職員数	18	18	17					14
	増減			1				1 (25.0%)	4
計	職員数	93	90	85					77
	増減		3	5				8 (50.0%)	16

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 118,263	千円 13,310	千円 24,936	% 21.1	% 20.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末 勤勉手当	計 B	
18年度	人 4	千円 14,319	千円 1,438	千円 5,437	千円 21,194	千円 5,299

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
井川町	44.0 歳	312,300 円	448,962 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等(平成18年度実績)を含む。また、給料その他手当に関しては、H19.4.1現在に基づき計上している。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

井川町		井川町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,360 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,513 千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	
勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

井川町			井川町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.500 月分	30.550 月分	勤続20年	23.500 月分	30.550 月分
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例		その他の加算措置	定年前早期退職特例	
(退職時特別昇給)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	21,418 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 当町において、平成19年4月1日現在、地域手当の支給実績はなし。

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	-			%
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
危険作業に従事する職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員	危険作業に従事したとき	1日につき300円以内	

才 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	390 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	98 千円
支給実績（17年度決算）	255 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	64 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 ・2人まで 配偶者扶養 6,000円 ・1人 配偶者非扶養 6,500円 配偶者なし 11,000円 ・その他 5,000円 特定期間加算 5,000円	同じ		1,023 千円	255,750 円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000円 ・自宅 5年間 2,500円	同じ		294 千円	294,000 円
通勤手当	・交通機関等の利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500円	同じ		243 千円	121,200 円
管理職手当	・企業職給料表5級以上の職員に支給 給料の月額4%の額	同じ		196 千円	195,888 円
寒冷地手当	・世帯等の区分により11月～3月に支給 1)世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2)その他の職員 7,360円	同じ		420 千円	104,900 円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急により休日等に勤務した場合に支給 8,000円	同じ		8 千円	8,000 円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
4 人	3 人	1 人	25.0 %

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
公営企業	職員数	4	4	4					3
	増 減							(%)	1

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。